

令和5年10月6日  
総務部経理課

### 議決を得た契約の契約変更について

1 契約件名 清水橋架替工事（その2）請負契約

#### 2 変更理由

本案は、令和4年第2回区議会定例会で議決を得た清水橋架替工事（その2）請負契約において、交通誘導警備員及び警戒船の配置数変更に伴う減額と、鋼材類の価格の急激な変動に対処するための単品スライド条項（工事請負契約書第26条第5項）、賃金等の急激な変動に対処するためのインフレスライド条項（工事請負契約書第26条第6項）の運用に伴う契約金額の増額を行うものである。

#### 3 変更内容

##### （1）契約金額

変更前の金額	248,599,890円
変更後の金額	265,188,000円
差額	16,588,110円

##### 【差額の内訳】

- ① 警視庁との協議による交通誘導警備員の配置数減及び施工が想定より早く終わったことによる警戒船の減に係る減額  
△275,990円
- ② インフレスライド条項運用に係る増額  
3,569,500円
- ③ 単品スライド条項運用に係る増額  
13,294,600円

##### （2）工期

変更なし

（令和4年6月30日から令和5年12月1日まで）

#### 4 契約の相手方

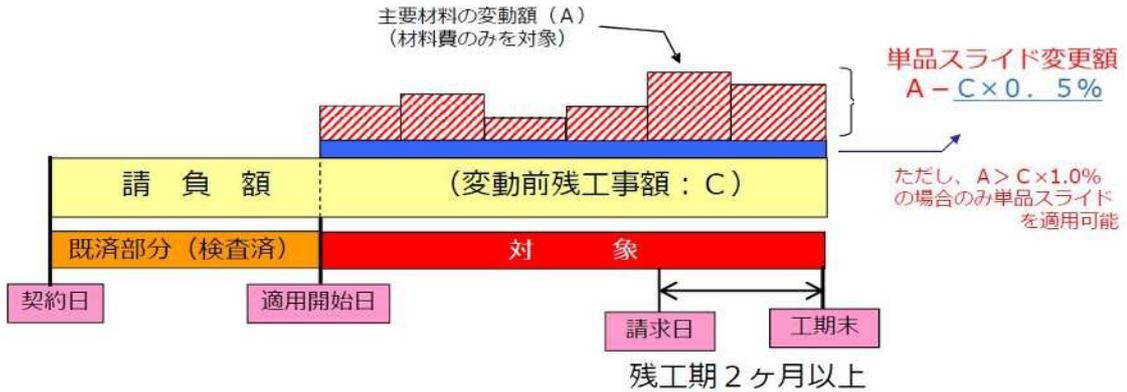
東京都江東区扇橋二丁目15番4号  
千代田建設興業株式会社  
代表取締役 吉田 富治雄

## ○単品スライド

### 資材の価格が著しい変動を生じた場合に適用

(工事請負契約書第 26 条第 5 項)

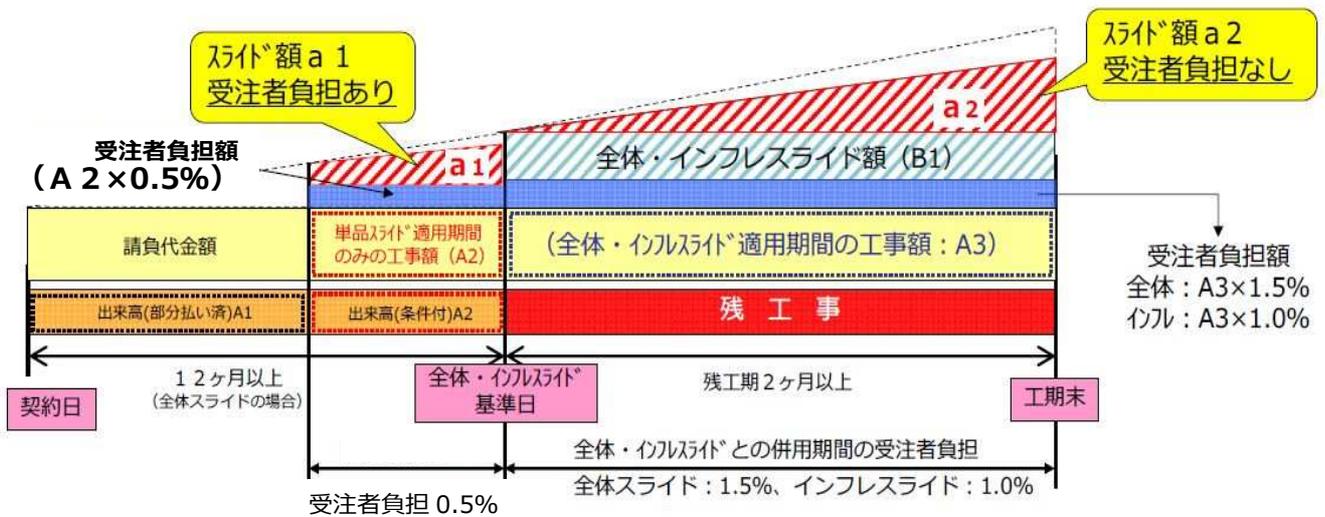
特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。



## ○全体・インフレスライドと単品スライドの併用について

### 全体スライドまたはインフレスライドと、単品スライドの併用が可能

全体スライドまたはインフレスライド適用期間における、単品スライドの受注者負担はなし。



※上図は、国土交通省ホームページ資料をもとに江東区適用内容に合わせ作成